特定外来水生植物駆除活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第１条　琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）で国民的資産と位置付けられている琵琶湖とその周辺水域における生物の多様性の確保ならびに県民の生命および身体の保護を図るため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第１項に規定する特定非営利活動を行う団体等が、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第２条第１項の規定により定められた特定外来生物のうち、オオバナミズキンバイおよびナガエツルノゲイトウ（以下「外来水生植物」という。）を駆除する活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第２条　この補助金の交付の対象となる者は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第１項に規定する特定非営利活動を行う団体等であり、琵琶湖とその周辺水域において外来水生植物の駆除活動を行うものとする。

(補助対象事業)

第３条　この補助金は、琵琶湖とその周辺水域の環境保全のため、外来水生植物を駆除するための事業を対象とし、下記の条件を満たすものとする。

1. １回の駆除活動における参加者が20名以上となるもの
2. 補助対象経費の総額が20万円以上であるもの

(補助金の交付額)

第４条　この補助金の交付額の算定に当たっては、補助対象経費、補助対象内容、補助率および補助基準額は別表のとおりとし、補助対象経費の実支出額から消費税額を差し引いた額に補助率を乗じて得た額と補助基準額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第５条　補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第１号）に、事業計画書（別記様式第２号）および収支予算書（別記様式第３号）を添えて、事業を開始する少なくとも30日前までに、会長に提出しなければならない。

(交付条件)

第６条　規則第５条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

1. 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、琵琶湖外来水生植物対策協議会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。
2. 補助事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、会長の承認を受けなければならない。
3. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第７条　補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第８条　補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更（中止・廃止）する場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第４号）を会長に提出するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了または終了した日から30日以内に補助事業実績報告書（別記様式第５号）に、事業実績書（別記様式第６号）および収支決算書（別記様式第７号）を添えて、会長に提出しなければならない。

(概算払)

第10条　会長は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。

２ 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（概算払）（別記様式第８号）を会長に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第11条　標準処理期間は次のとおりとする。

1. 規則第４条の規定による補助金等の交付の決定は、第５条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
2. 会長は、第８条の規定による補助金の変更申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
3. 規則第13条の規定による額の確定は、第９条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか､必要な事項は､会長が別に定める｡

付　則

この要綱は、令和７年６月１日から施行し、令和７年度分の補助金に適用する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象内容 | 補助率 | 補助基準額 |
| 交通費 | 事業実施期間内における出発地から目的地までの往復の交通費。ただし、目的地までの安全性および経済性を考慮したうえで、最も合理的に移動できる交通手段を優先して利用し、安価な割引料金等がある場合にはこれを交通費として採用すること。なお、対象となる交通費は実績報告書に領収書等が添付されているものとし、領収書等の支払い根拠のない交通費は、原則、補助の対象としない。  【対象とするもの】  公共交通機関（電車・バス・航空機等）の運賃、駆除活動のためにチャーターするバス代に係る経費、車両レンタル代、ガソリン代、高速料金に係る経費等 | １/２ | 50万円 |
| 資機材購入費 | 駆除活動を実施する上で必要であると会長が認める物品の購入費。  【対象とするもの】  駆除活動を安全に実施するために必要な物品、熱中症対策のために必要な物品等 |